

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 3月15日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：25件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置脱湿塔用の再生ガス加熱器出口温度スイッチの点検時、計器用電源スイッチに接触不良が認められたため、当該スイッチを修理	D	
2	1号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ建屋機器ドレンサンプの水位計点検時、水位検出用フロート連結ワイヤに素線切れが認められたため、当該ワイヤを交換	D	
3	1号機	復水移送ポンプ（B）の分解部品目視検査時、2段目インペラに変形が認められたため、当該インペラを修理	D	
4	1号機	計器設定に関する確認において、計器仕様表記載の活性炭ホールドアップ建屋ドレンサンプ液位スイッチの計器番号に誤記が認められたため、対応検討	C	
5	1号機	原子炉停止時冷却ポンプ（A）のシャフトスリーブと軸受内径の間隙測定時、測定値に許容値外れが認められたため、軸受を交換	D	
6	1号機	低圧給水加熱器（2B）の伝熱管非破壊検査（渦流探傷検査）時、判定基準を超える伝熱管（1本）が認められたため、当該伝熱管に閉止栓施工	D	
7	1号機	給水加熱器（高圧1B、低圧2B）水室溶接部の浸透探傷検査時、管板面及び仕切板の隅肉溶接部に線状指示模様が認められたため、当該部を補修	D	
8	1号機	原子炉格納容器サブプレッションプール差圧計（原子炉建屋との差圧）の点検時、サブプレッションプール側検出配管に変形が認められたため、当該検出配管を交換	D	
9	1号機	制御棒駆動機構の点検において、標準施工要領書のインデックスチューブに対する判定基準の記載内容に不足が認められたため、対応検討	D	
10	1号機	制御棒駆動水圧制御ユニットの点検において、弁の点検仕様（台数・対象弁）の変更管理に不備が認められたため、対応検討	C	
11	1号機	補助海水ポンプ（C）吐出圧力計において、指示不良（固着）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
12	1号機	廃棄物処理系シャワードレンタンク（A・B）水位レコーダにおいて、不良（サーボユニットの異常）が認められたため、当該レコーダを点検・修理	D	
13	2号機	ドライウェル除湿冷却系冷凍機（A・B）において、ヒータフレキシブル電線管に外れが認められたため、当該電線管を修理	D	
14	2号機	原子炉建屋3階エリア放射線モニタ（ch8）検出器において、ケーブル電線管取付部に外れが認められたため、当該電線管取付部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	2号機	主タービン油清浄器の水位計下部において、ネジ込み部に潤滑油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
16	2号機	原子炉補機冷却水系サージタンクの水位計ドレン配管において、中間ドレンファンネルへの接続に不良が認められたため、当該配管及びファンネルを点検・修理	D	
17	2号機	制御棒駆動水圧制御ユニットの計器用ケーブルのジョイントボックスにおいて、蓋固定用ビス（1個）に外れが認められたため、当該ビスを取付	D	
18	3号機	管理区域内搬出物品測定時、搬出基準汚染密度を超える物品（廃棄物搬送用空キャスク）が確認されたため、当該物品を回収及び対応検討	D	
19	3号機	変圧器防災装置サーベランスにおいて、放水配管ストレーナに詰まりが認められたため、当該ストレーナを点検・清掃	D	
20	4号機	計器設定に関する確認において、計器仕様表記載の気体廃棄物処理系・排ガス抽室器入口圧カスイッチの切断差に誤記が認められたため、対応検討	C	
21	4号機	気体廃棄物処理系吸着塔出入口差圧変換器の点検時、当該計器の均圧弁にシートパスが認められたため、当該弁を修理	D	
22	4号機	タービングランド蒸気系蒸化器の発生蒸気圧力調整弁前弁の浸透探傷検査時、弁体当たり面に指示模様が認められたため、当該弁を修理	D	
23	5号機	廃棄物処理建屋換気空調設備排風機（A）の風量測定時、風量不足が認められたため、当該排風機及びダンパー類の点検調整及び修理	B	3月16日再審議にてグレード変更「D→B」
24	6号機	非常用スイッチギア室給気ファン（B）において、駆動用ファンベルトにたわみ（幅3センチ程度）が認められたため、当該ファンベルトを取替・調整	D	
25	集中環境施設	洗濯廃液処理設備廃液濃縮器（A）のデスーパーヒータ出口蒸気圧力計において、指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・ 原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・ 人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで